

令和5年第2回仁淀川町議会定例会会議録（第3号）

令和5年3月10日（金曜日）

10時00分開議

12時13分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	岡 田 良 成	2 番 議 員	藤 堂 賢太郎
3 番 〃	藤 原 大	4 番 〃	野 村 安 夫
5 番 〃	大 野 直 孝	6 番 〃	片 岡 智 準
7 番 〃	竹 本 文 直	8 番 〃	若 藤 敏 久
9 番 〃	藤 崎 源 彦	10番 〃	大 野 弘

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	古 味 実	副 町 長	竹 本 雅 浩
教 育 長	黒 川 一 彦	総 務 課 長	大 石 浩 平
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	田 代 秀 喜
町 民 課 長	井 上 竜 一	保健福祉課長	谷 脇 昭 仁
産業建設課長	荒 木 紀 和	会計管理者兼出納室長	片 岡 博
教 育 次 長	井 上 健 一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神 岡 孝 司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人	仁淀住民福祉課長	大 野 真 智
池川地域振興課長	大 原 成 彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日 浦 嘉 平	書 記	安 井 都
--------	---------	-----------	-----------

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第1、質疑を行います。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終結します。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 所得税法の一部を改正されたことによって、各町内の施設の使用料等の金額に変更が出てくるという条例だと思うんですが、これで、直接この中身と関係はないんですが、各施設の使用料金については、昔のままでそのまま置いちゃうところはあるんじゃないかなというふうに思うところがあるんです。例えば、安居溪谷森林総合利用施設、今、安居溪谷株式会社が指定管理しておりますが、宝来荘の建物そのものは管理がきれいにできています。ほかの施設について、例えば宝来荘の横にある飛龍とか、それから乙女河原にある施設とかいうところの使用料が適切かどうかというのはちょっと疑問があるわけです。

例えば安居ですけども、例えば飛龍と乙女の使用料を何ぼか調べたら、1万5,000円なんです。ところが、これは年間1万5,000円と。昔、地元のグループが使うということでそういう設定になっていたんだと思うんですけど、今は、そこを使いたいという希望者は結構おるんですけど、町内の業者やなしに町外の業者が観光客目当ての商売をしたいと。それは結構なことです。やってもらったらいいいんですが、年間1万5,000円の使用料ではちょっといかんではないかなというところがあって質問をさせていただきました。

以上です。

○議長 ただいまの質疑に対して、執行部の答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えいたします。

各施設、現在の適正価格といえますか、適正な使用料、こういったものを今後見直しもしていかなければならないと考えておりますので、また各施設の使用料と現在の適正な使用料と比べて、あまりにも乖離があるようでしたら見直しをしていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

議案第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第6号の質疑を終結します。

議案第7号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第7号の質疑を終結します。

議案第8号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第8号の質疑を終結します。

議案第9号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第9号の質疑を終結します。

議案第10号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第10号の質疑を終結します。

議案第11号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終結します。

議案第12号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第12号の質疑を終結します。

議案第13号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第13号の質疑を終結します。

議案第14号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第14号の質疑を終結します。

議案第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第15号の質疑を終結します。

議案第16号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第16号の質疑を終結します。

議案第17号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第17号の質疑を終結します。

議案第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第18号の質疑を終結します。

議案第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第19号の質疑を終結します。

議案第20号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第20号の質疑を終結します。

議案第21号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第21号の質疑を終結します。

議案第22号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第22号の質疑を終結します。

議案第23号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 先ほどはちょっとぼけておりました。申し訳ないです。一般会計ですけれども、当初予算ですが、2款の3目12節委託料ですけれども、代行委託料、この内容についてお伺いをしたいと思います。

そして、同じく14節の空き家活用住宅改修工事費が2,000万円ほど計上されていますが、これは、どこにどういうものを計画しているのかということをお聞きします。場所、そして何棟やるのかということをお聞きしたいと思います。

そして、次に、3款の民生費、1目1節の子ども家庭支援員の予算がついていますが、この支援員の人数と活動内容についてお伺いをします。

そして、5款の農林水産業費、2目14、16節にあります、これは場所なんですけれども、林業研修生の住宅改修工事費、これは場所と、それから、次の16節の公有財産購入費、土地購入費が1,000万円ついています、この内訳を聞かせてください。

そして、6款の商工費、2目18節観光振興推進支援事業費補助金の内容をお聞かせ願いたいと思います。

そして、昨年の過疎計画の中に盛り込まれました。観光客も増えてきたので、受入れ体制をつくらないかんということで、池川の下土居地区に駐車場をという地域の要望もあり、過疎計画へ入れてもらったんですが、この予算書を見た限り、それに関する予算が全く入ってないです。当初予算書に何も計上されていないので、全員協議会で担当課長に聞いたところ、予算の獲得ができなかったのが今のところ白紙であるという回答だったんですが、断念をしたのかどうか。継続してそれを求めていくなら、どういう形でやっていくのか、見通しがあれば聞かせていただきたいというふうに思います。

一般会計は以上です。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員のご質問にお答えします。

まず、代行委託料、予算書の61ページの方でございますが、これはふるさと納税に係る返礼品代、あと、送料であるとか代行業者の手数料等の部分の委託料でございます。

以上です。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員の質問にお答えします。

2款2項3目14節の空き家活用住宅改修事業の場所ですが、当初予算において、池川地

区と森地区1棟ずつを予定しております。

以上でございます。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 子ども家庭支援員の説明ですが、現在、子ども家庭支援員は、元養護学校の教諭の方を1名雇用しております。子ども家庭支援員の内容としましては、18歳未満の児童に関する虐待、養育、不登校、非行等、あと、育児などの様々な相談を受け、必要な助言・指導、援助、情報収集をしていただき、行政に結びつけております。

以上です。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 96ページの林業費でございます。工事費のほうですが、林業研修生用住宅の改修工事についてのご質問につきましては、当初、池川竹ノ谷地区の土地を活用しての林業研修生の住宅建設を考えておりました。その後、また、安部病院駐車場の前の町有地のほうもどうかということが内部のほうで上がってきまして、具体には、今の時点ではちょっと決めかねておまして、そういったところを考え直して、改めて場所は選定したいと今は考えております。当初予算を上げたときには、竹ノ谷のところの土地を活用するという。中学校の上のほう、私は土地勘がなく、具体的にこことよう言わんがですけども、竹ノ谷地区の土地の活用ということで予定はしておりましたが、今はそういった他の土地の活用も考えておりますので、そういったところを網羅して総合的に判断したいと思っています。

それから、その下の公有財産購入費で、土地購入費がどこかということですが、これにつきましては、幹線林道事業におけます上名・用居線1工区の用地取得として計上させていただいているものでございます。

それから、観光のほうでご質問を受けております。下土居地区の活用につきましては、全員協議会のほうでも少しご説明をさせていただきましたけれども、当初、国の農業農村総合整備事業という事業を活用して、ここ一帯の部分の開発も行いたいという思いで令和4年度に進めてまいりました。実はこの事業が、以前、私どものほうで把握している内容からしますと、随分と採択のハードルが高くなっておりまして、今現在、最終的な報告書は上がってきてないんですけども、基本的にその事業を活用することはちょっと難しいということになっています。ですので、進めてきた内容が頓挫したような形になっておりますので、一応、白紙状態ということでせんだってはお答えさせていただいたんですけど

も、現場のやはり交通渋滞等ありますので、少なくとも駐車場整備とかいうことも考えております。せっきくの土地ですので、利活用の面ではそれ以外のこともいろいろ考えたいとは思っているんですけども、何分、当初予定しておりました補助金が活用できなくなったものですから、予算のことも考慮しながら、さらにここの分については考えていきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いします。全くやらないというつもりはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長 竹本副町長。

○副町長 竹本議員のご質問の中の先ほどの下土居の駐車場でございますけれども、今の担当課長が申しあげましたように、当初考えておりました補助事業ではなかなか採択されないということになりました。ただ、非常に場所的には重要な駐車場としての活用ができると思っておりますので、何とかできれば補助事業を早急に探したいと。もしなければ、またいろんな方法で何とか事業としては進めたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長 神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 竹本議員のご質問にお答えいたします。

予算書の102ページにございます商工費の中の観光費、観光振興推進総合支援事業費補助金ですが、これは岩屋川のアクティビティー事業の補助金で、ジップラインなどを補助する事業になっております。県費、町費合わせた金額が6,789万1,000円になっております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ご説明ありがとうございました。

まず、2款の委託料ですけども、これは、ふるさと納税の返礼品やら事務手続やら、事務をやってもらえるところの委託料やということですが、これは業者が決まっておるのか。業者の選定の方法が決まっていなければ、選定方法はどのようにするのかということをお聞きしたいと思います。

それから、14節の工事請負料、空き家活用住宅ですが、これは、ほかの、先ほどの林業建設費のところでも一緒ですけど、これをやりたいという希望の下で、まだしっかりした準備ができてないのに、今までもあったんですが、予算計上されているものがあります。今説明してもらった後の5款の林業建設費の住宅もそうですけど、やっぱりかちつとした計画を立てて、そして実現可能な状態まで持って行って予算を計上するというにしま

いと私はいけないんじゃないかなというふうに思います。

それから、3款の民生費ですけれども、18歳未満の、言ったら、いろいろ支援が要る子供に対しての支援員だと。これは理解します。けれども、1名ではちょっと手が足らんじゃないだろうかという気もします。

それと、近隣町村ですけれども、これは、1人の支援員がゼロ歳から18歳までずっと関わる制度をやっているところがあるんです。そしたら、ゼロ歳から18歳まで関わると、その時々の子供の状態も分かる。家庭の状態も分かる。もし不登校だとか、そういう問題が出てきた場合、家庭内へ入っていきやすい。家庭と支援員との信頼性ができておれば、入っていきやすい。いろいろ問題が起こって、役場から来ましたといって家庭へ入ろうとしても、なかなか心は開いてくれないと思います。近隣町村で、ゼロ歳から18歳まで1人の支援員が関わるということをやっているところがあります。そういう方向で、ここはぜひ充実してやっていただきたい。そうしないと、本当に、教育長もよく分かっちゃうんですけど、いろんな子供がおります。ぜひそういうことをやってもらいたいと思います。

それから、5款については、先ほど言いました、かちっと計画を立ててからやってもらいたい。そうしないと、本当に町民から見ると、「役場は何しよるのや。この間こう言って話を持ってきたけど、また向こうへ行きゆうが」というふうなことにもなりかねませんので、よろしくお願いします。

それから、商工費の2目の18節は、これはいいことを計画して、観光客を多く呼べるようにぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、予算書を見て、古味町政になってから、林業も農業ももちろんですが、観光事業に力を入れていくという方向にかじを切ったのは歓迎をします。そのためか、この予算書を見ても、観光事業に対して、新しいものも非常に多く入っているように思います。そうした中で、観光客に来てちょうだいと言っても、来ても、車を止めるところがないのでは、これは逆効果です。やっぱり受入れ体制を先につくるべきやと。下土居地区は、せっかく地区の人が世話をしてくれて、地権者にほぼオーケーはもらっています。予算がつけばすぐできます。ぜひよろしくお願いします。副町長から、断念したわけではない、何とか継続していくという話がありましたけれども、本当に早くせな、あそこは民間業者も手を伸ばしているんですよ。はっきり言って場所がいいから。あそこを逃したら、しばらく駐車場ができるところはないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 竹本議員のご質問にお答えします。

まず、ふるさと納税に関わる代行業者の選定の流れでございますが、公募を行いまして、2月末にプロポーザルを行いました。応募してきた業者は1業者。プロポーザルでプレゼンをしていただきまして、既存の返礼品のコラボであるとか、あと、新規返礼品の開拓に積極的に取り組んでいきたいということを述べておりました。その結果、観光センターを運営しております田舎生活株式会社を今内定ということで進めているところでございます。

以上です。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 竹本議員のご質問にお答えします。

この池川地区と仁淀地区で予定している空き家の活用住宅の改修工事は、2件とも空き家所有者に内諾を頂いております。あとは契約を新年度早々にするのみとなっております。

よろしくお願いします。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 子ども家庭支援員の充実ということですが、子ども家庭支援員の方は、確かに仁淀川町ではお一人ですが、これから、今年の4月1日からこども家庭庁が発足します。子育て世帯を中心に、こども家庭庁でいろいろ施策が行われると思いますので、そのこども家庭庁の施策に注目し、仁淀川町の子育て世帯に対しての支援を充実してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 古味町長。

○町長 観光のキャパオーバーとなっていることは確かでございます。駐車場だけではなく、道路、そしてトイレ等、来ていただいて、快く帰っていただけるような状態に持っていかなければ、リピーターも少なくなると考えられますので、そのキャパオーバーとなっていることに対する解決に向けて、順次これから進めていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 7款の土木費の中の道路新設改良費の中で、町道小郷線改良工事費2,100万円、これの場所と内容を。そして、大崎橋の修繕工事1億3,000万円出ていますが、工事内容を説明願います。ちょっと桁が大きいのでお聞きします。

○議長 執行部、答弁。荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 大崎橋についてご説明します。

大崎橋につきましては、主に主桁という部分の改修がメインになっておりまして、つり橋になっておりますので、つってもっている橋になっておるんですけれども、そのメインの部分については大丈夫だという報告を受けておりますので、それ以外の部分について補修をさせていただくわけなんですけれども、何分にも足場等も組まなければなかなかいけないということで、随分金額は張る形にはなっておりますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 町道小郷線の改良については、4年度から始まりました道整備推進交付金事業で、5年間かけて部分的な改良を何か所かやるようにしています。その中にはアスファルト舗装も部分的には改良するようになっていますが、場所は口ではちょっと言いにくいので。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○1番 ページ数から申し上げます。61ページ、2款総務費、3目、これが町民バス・スクールバスの指定管理の管理料ということで、1億1,031万6,000円と、こういって計上されております。このことについては、さきの議会でも私は度々質問してまいりました。その中で、今回は、質問した内容と、そしてまた今後についての質問をしたいということで、まず確認事項からお願いしたいと思います。

私は、さきの議会でも、この指定管理料の役員報酬は大きいことないかということで指摘してまいりました。これは、前年度、990万円が報酬費です。5年間を合わせると4,747万円、これが計上される。そしてまた、全部は申し上げませんが、交際費、このことにつきましても12月の議会でもお伺いいたしました。確認という意味で質問しましたけれども。これについても、5年間で618万7,635円、これが交際費で計上されています。それと、保険料、これも5年間でいわゆる上乗せの件、いろいろ保険がありますけれども、1,335万1,146円。これを前回のときも質問してまいりました。この内容については、報酬費が高いんじゃないかなと、高いということの提言も申し上げました。そしてまた、交際費についても、大き過ぎるんじゃないか、経常費はあるけども、交際費が多いということの指摘もされました。そしてまた、保険料。保険料についても、先ほども申し上げましたように、相当の金額が出ております。これもそれぞれの保険を掛けなきゃいかん部分はあるでしょう。しかしながら、町長の答弁では、管理者の社長の生命保険も掛けておるとい

うご答弁がありました。そういうようなことで、前回申し上げた質問の中で、間違いがあったら間違った、そうであつたらそうということで、簡明にお答えを願いたいと思います。

まず1回目を終わります。

○議長 執行部、答弁。大石課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えします。

まず、役員報酬でございますが、これは3名分ということで確認しております。

また、次、交際費につきましても、儀礼の範囲内で、通常の支出だと思っております。

次、保険料でございますが、社長が掛けているということではなくて、これは会社が掛けている保険ということで、何か万が一の不測の事態があつた場合に、それを途中解約等をして、対応する経費に充てることも想定しているという話を聞いております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 前回のお話もありましたように、3名の役員ということでありますけれども、取締役会の中で、社長給料と、あるいは役員との給料に随分差があります。内容は申し上げません。それで、今、その保険料について、社長の会社の中が掛けているということは、指定管理料の中から掛けているというふうに理解をします。同じ補助をもらった中で保険を掛けておると、こういう理解だと。

これ、3回ということになっておりますけれども、もう1点付け加えて、次のページに、これは指定管理料ですけれども、路線バスの補助金410万円出ております。3回ということで制限がありますので、いろいろと聞いておかないと聞けないことがありますのでお伺いしたいと思いますが、私は、さきの前段の話ですけれども、前回質問したことについては間違いないと。内容については、今、詳細で言いましたけれども、あつたというものの理解をしています。その中で、前回、指定管理の諮問委員会に付託をされました。諮問委員会のほうは、それで了解ということが出ております。しかし、この間の予算について、やはり執行部が予算の吟味をされたのか、されなかったのか。私は、こういう指摘があれば、当然見直してみる必要があるのではないかと。

そしてまた、前回、今回、今それぞれの全国的に随意契約については随分問題が出ております。私は、今、この契約書の内容を見たときに、金額を、全然内容が変わっていない。諮問委員会に持っていったけれども、内容は変わっていない。随意契約に等しいものである

というふうに理解しております。今、私は、やはりこういう問題を指摘されたら、執行部として中身を吟味してやるべきだろうと思います。そしてまた、町民目線で、今朝も町民の方々から、税金が高い、生活が苦しい、何とかならんのかという、今朝も玄関口の話を受けました。そういう中で、少しでも町民に還元ができるような。これは全部税金ですよ。公金です。町民の税金からの事業です。町民目線で考えたときに、もう少し執行部のほうも相当な話合いの中からも、少しでも軽減はしてもらおう。これは随時契約と同じですよ。金額的に申し上げましたら。だから、私は、恐らくこのことについては町民がなかなか納得をし難いものがあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、ついではありませんけども、次のページの、先ほど申し上げましたけども、路線バスの補助金、これは委託じゃありません。委託というのは、今言うふうにコミュニティーとマネジメントの会社に指定管理をしておると思いますけども、この委託料というのはほかの会社にどこかあるんですか。お伺いいたします。

○議長 執行部、答弁。大石総務課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えします。

まず、補助金の410万円でございますが、これにつきましては、北部交通と黒岩観光に補助する。伊野から来ているバスですね。それへの補助でございます。

次に、随意契約という話をされていたと思いますけれども、選定審議会で選定されたので、契約方式としては随意契約というふうな形態にはなってきます。

また、あと、財源でございますが、スクールバスにつきましては、1台当たり普通交付税で600万円程度算入されております。また、町民バスにつきましては、委託経費の80%を原則特別交付税で算入されておりますので、実質、町の負担というのは3分の1程度だと認識しております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、路線バスについて、北部は理解いたしました。しかし、今、黒岩観光と話が出ましたが、黒岩観光は指定管理に入っているんじゃないですかということの質問です。

それと、今申し上げた補助金についても説明がありました。町の補助金は3分の1とか、いろいろ、るる話がありましたけども、この事業は、町の負担というのも当然のことですけども、これは全部国からですね。これは全部税金ですよ。だから、仁淀川町は税金を

払っているからいいというものじゃない。国税も今後あります。だから、交付税の監査請求が入ったら、これはそういうことを言っておったら困るじゃない。やっぱり町は町のいわゆる交付税をもって、税金でやっているとの理解の上で私はやるべきじゃないかと思います。

それと、今、路線バスについて、勘違いかも知れませんが、北部交通については理解いたしました。指定管理について、今、黒岩観光は指定管理でやっているんじゃないかというふうに理解しておりましたけれども、もう一度その辺りを詳しくご説明願いたい。といいますのも、先ほども申し上げたように、この事業は全部補助金なんです。これ、町は3分の1だからいいとかいうものじゃなくて、やっぱり国民の税金ですので、責任の持てる税金の使い方を考えてもらいたい。今、本当に町民は大変です。町民の目線で、町民の納得のいく事業をしてもらいたい。今、みんなそうです。大変な生活を強いられています。公共事業は1円でも安くなれば、無駄なことを言って無理を言うわけにはいきませんけれども、できるだけ企業の考え方で、親方日の丸じゃありません。そういうことを注視して、慎重にこれからの管理をお願いしたい。

それと、もう1点。この事業については、年に一遍は報告をなさなきゃならないということで条例に書かれております。今こういう論議をされるのは初めてです。したがって、私は、いろんな意味で、質問したとおり、不明な点があるだろうということで質問しております。ですから、次の年度の決算書、次の議会に間に合えば議会で提示をしてまいりたい。私は、今後のこの事業についても、町民の目線から見たときに、やはり内容を審議していくのは我々の議会議員の仕事だと、宿命だと思っていますので、ぜひとも1年後の決算についても議会に提出をお願いしたいというふうに思います。

質問を終わります。答弁。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 岡田議員のご質問にお答えします。

まず、黒岩観光の関係でございますが、確かに大崎・狩山口、大崎・川渡間につきましては、町民バスということで外注経費の中に含まれております。ただし、佐川からこちらのほうにも入ってきておりますので、なかなか運行の維持というのが難しくなってきているという話を受けまして、対応しております。

そしてまた、いろんなご意見、ご提言を頂きましたけれども、今後につきましては、そのことも1つの意見ということで承りまして、当該指定管理業者と協議・検討をしていき

たいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長 岡田良成君。簡潔にお願いします。

○1番 今言われた、指定管理じゃなくて、黒岩観光のお金は含まれてないという説明です。410万円の中にね。今、決算書を見たら、これは外注費936万円、これが出ていますけれども、これは指定管理の中から指定管理のマネジメントが外注していることだと思うんだけど、これはこれでよろしいですか。その1点だけ。あとは答弁。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 これ、外注にした経緯は、今、町内一律200円で運行をしております。例えば川渡から大崎、狩山口から大崎ということになってきますと、通常ですと走行距離に応じた運賃ということになりますので、町民には町内一律200円ということを提供していきたくったということで、町民バスのほうに組み入れたという経緯がございます。

以上です。

すいません、外注費の中には黒岩観光への運行が入っております。この外注費は、黒岩観光へ、先ほど申しました川渡・狩山口の部分です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 同僚議員の後ですが、議長、昨日は、一般質問の前に、質問権への制限ということではなく、懇切なるご注意を頂き、誠にありがたく、感謝申し上げます。本日も言葉には注意をして発言させていただきますが、願わくば中断させることなく発言させていただくようお願い申し上げます。それでも、もしご注意いただいた場合は、アディショナルタイムというか、計っていただければと思います。そんなに長引かないと思います。

さて、令和5年度仁淀川町一般会計予算について総括的に伺いたします。

平成15年、小泉改革の中で、民でできることは民でということで、公の施設の管理を民でできる指定管理制度が始まったようでございます。以来、昨日も申し上げましたが、企業会計を行政監査するということになりました。ご承知のとおり、行政の予算・決算会計では、議会の承認しない買物は原則認められませんが、企業会計は利潤追求、投資あるいは費用に効果があり、利益が出ればよいわけですが、後で決算書を精査しなければいけません。ところが、令和4年の指定管理者の決算はまだ出ておりません。この段階で令和5年度の一般会計をご審議される。普通であれば執行部にお任せするところでございますが、今回、仁淀川町町営バス・スクールバス事業では、選定審議会に提出された資料や、議会

での答弁で、主に町営バス事業の費用面での多くの疑問点が出ました。それは一応ご答弁いただいていますけど、解決、納得できないままとなっております。

簡単に言うと、同僚議員も申し上げました、公費の無駄遣いになってはいないかという検討が不十分ではないかというふうに議会議員として感じております。具体的には、過年度分も含めてですが、疑問点を申し上げます。車両運搬具、最近まで相当使い込んだ中古車で管理をしていたと。新しく買ったものは私は確認をしておりません。いつ、幾らでというように車種を確認されたか。これらは帳簿に記載がなければなりません。同僚議員も申し上げておりましたが、除雪機は常識的に不要です。除雪機を使う前に運行停止になります。私がいたときは、使う場所で、川渡のほうは、定時運行には間に合わず、町営の除雪車が先に来られます。使う場所で思いつくのは本社前の坂のみですね。これも坂を上れないようでは定時運行しません。運行中止になります。

そして、先ほども出ましたが、社長さんの保険、これは協定書の保険の項目にないのです。

次に、交際費、町営バスには必要ないのではないかとということです。少なくとも、同様のコミュニティーはどうであるかは我々より執行部がご承知のとおりだと思います。この交際費が、5年間の決算書を精査した結果、累計で618万7,635円出ております。それから、使われていなかった新しい車庫、コンクリ舗装、アスファルト舗装、執行部は2月27日に確認していただきました。ありがとうございます。私は2月26日に、前日に見に行っただんですが、公園から確認をしております。これらの車庫は、資料から、平成3年度には既にできておる。

それから、福利厚生費。これは、執行部は使われた形跡を見るべきではないか。聞いた話でもありますけど、事実、私も10年間、福利厚生費の恩恵はなかった。法定福利費はちゃんと掛けております。これらの確認がないまま、令和5年の一般会計、さっき同僚議員も言った町民目線で考えると、こういう疑問が出てくる。それはちゃんとやってくれると思うけど。昨日の質問で、15年で管理料が7割アップしとるんです。7割です。どれだけ運転手の給料がそれで上がっちゃうか聞いたら、1日1万6,500円、今は2万600円になっていると。これは労務単価ですから、実際に払われるのとは別とは思いますが、これが私のところは10年間は、聞いた話ではありますが、私の場合は1万円そこそこでしたが、聞いた話では、今の段階では分かりません。なぜ費用がかさむのか。全体の費用が何でかさむんやと。5,900万円から1億円になるという分については、昨日のあれで大崎・荻山

間の黒岩観光への外注はマネジメントが出しているということは分かりました。ほかにもいろいろご答弁がありましたので、今言った費用対効果を聞いて、よく考えていただきたい。これは、町長には責任がないというか、おらんかったときに、大石係長、今は課長ですが、大石さんもおられた。それから、竹本さんもやられていました。総務課長ですね。話に聞くと、平成25年当時、総務課長ではあまり権限がなかったらしいです。そのときは上司が決めておったというようなことで、そういうようなことは今はやってないと思うんですが、その点もしっかりしてもらいたいですわね。話がまとまりませんで申し訳ないんですが、はっきりと言っておきますけど、町民に私も見られている。その中で重要なことをお伺いした。

以上で1回目を終わります。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 大野議員のご質問にお答えします。

経費が7割アップしたという件につきましては、昨日の一般質問の答弁で内訳を答弁したつもりでございます。

そして、保険料、交際費については、保険料については、先ほども言いましたが、不測の事態が起きたとき、事業を継続するための保険で、基本協定書第15の第3項「その他の行為をするために支出する経費は全て乙の負担とする」と記載されておりますので、事業継続のためと認められ、妥当だと考えております。

そして、交際費については、冠婚葬祭や従業員の慰労、事業運営のため、様々な経費があると思われます。税理士が妥当と認めたものであり、違法なものではないと考えております。

それで、7割アップしたということを昨日も答弁したんですけれど、やはり人件費の関係と、それから消費税の関係、そして、外注が入ったこと、そういったことで上がってきております。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 まず、車両運搬具、これにつきましては、田村の本社から仁淀のバスの車庫に移動するための車両であると確認しております。また、除雪機につきましては、昨年に処分をしたということで、実績としては、今後、4年度実績として上がってくるものであると思われます。

あと、福利厚生費につきましては、一企業の会社運営でございますので、役場のほうで

使い道とかの指導をしていくのは適切ではないと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝議員。

○5番 人件費が上がっているといっても、ドライバーの賃金はパーセントでどれだけ上がったのか。今言っている2万600円というのはあくまで設計単価であって、実際にはそれぐらい上がってなければ決算書に出るはずがないじゃないですか。

それから、車両運搬具について、目的を聞いているんじゃないんですよ。実際に、前は中古やったんですけど、それは何の車種かと、いつ買ったのかと、何年度まで減価償却するのかというのを調べんと意味がないですよ。何に使っている、それは言われたら、「はい、そうですか」で帰ってこれるようなところじゃないんです、ここは。分かりますよね。ほかにいろいろありますけど、ここでぐだぐだ言うてもいかん。次からはよくやってください。分かりますか。全部帳簿に残りますので。車両運搬具でも、いつ買って、車両番号まで書いてはおるので、減価償却するんだから帳簿になけりゃいかんのですよ。僕がおるときは使い古した中古やったんですから。それが新しくなっているということですか。その中古車を買って、もし減価償却費につけちよったとしたら、これはまた別の問題が出てくるでしょうけど、そこまで知らんけど、そういうことなんですよ。企業の決算書を読めるようにならんと、公営企業もできませんよ。今度、水道代を全部公営にするように国も進めてきゅうけど、大本は国の施策やからどうしようもないところはありますけど。このところは執行部もしっかりせんと、僕らもまた来年、賛成しちゅうやないかと言われてもいけませんので、よう聞いちょきます。とにかく最終的に言えることは、運転士の賃金がどうなのかということを私は知りたい。それはどこへ行ったのか。

それから、福利厚生費といって言ってるんですけど、私はないと言っているんですよ。僕らは受けてない、福利厚生費はもらってないんじゃないかと。だから、そこからあとは知りませんよ。やめた後、福利厚生費の分も入っちゅうかもしれんけど、福利厚生費なんているのはもらってないということを言っとるんですよ。民間がどうのじゃないんですよ、これは。また別の問題が出てきますからね。それは、執行部に任せるわけにもいかんろうけど、ないものに払うた、使うてないものに払うた、あとどうなってんのとかいう、そういう疑問があるから先日来聞いてるということで、あとは執行部にお任せします。令和5年度はよろしくお願いします。答弁不要。

○議長 若藤敏久君。

○8番 今、大方30分、40分ぐらい同僚議員が質問したけど、全く私は無駄なようなことに感じました。というのは、12月議会で指定管理が出たときに、どのような結果になったのか、どのように言ったのか、バスの運行は何が一番大事なのかということを私は賛成討論で全て説明しております。そして、今質問をされたお二方以外の全員賛成をもらっております。それをまたなぜ今ここでぶり返すのか、私は全く理解ができない。

指定管理制度というものは、我々議員は、議会は、町と指定管理を受ける業者、それが適正であるかどうかということをここで判断して決定する、そういう制度です。交際費がどうだの、運転手の賃金がどうだの、我々議員はタッチしておりません。予算の中ではよ。それは、今、大野議員が言ったように、執行部の責任。それは執行部が精査せないかん問題は問題でしょう。しかし、会社の中身が、運転手の給料が安いとか、交際費がどうのこうのとか、議員が言える問題ですか。権限外、私はそのように思います。それよりも、私がこの一般会計で全体で聞きたいことは別の問題です。スクールバスはそれで置きます。12月議会に済んでおります。今から3年間、じっくり見ていきましょう。いま一度言うならば、スクールバス運行について一番大事なことは、住民の安全を守ること。それについては仁淀川マネジメントが突出をしているということ。実績が抜群であった。だから、残る議員全員が賛成した。そういう結果をもって、今から3年間を見ていきます。

それよりも、令和5年度の当初予算、これについて質問をさせていただきますが、全員協議会でも少し申し上げました。子供手当、保育園から小学校、中学校、高校、大学、大学院、それに至るまで、無償化から、通学費も無料、補助金も、高校3万円、大学になったら5万円。本当に教育委員会も大変だと思いますよ。しかし、そういったお金を負担しているのは誰かという。私は昨日、税務課長に、我々がどれだけ税金を払っているのか調べてもらいたいということで、今日ここに一覧表をもらいました。税金の種類で、住民税、県民税、所得税、こういったものを合わせて8種類。そしてあと、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料11種類。それよりほかに、我々が個人で払っているのは、消費税からいろいろありますよね。ちょうどこういった、この税金を払っているのは、私は女房にも「おまえ何ぼ年間払いよるものや」といって聞いてみたら、100万円を優に超しております。これは本当に、とてもじゃないけど、こんなことは言われませんが、議員を今やりゆうからそこそこの給料をもらっておりますけど、辞めたらよう払いません。そういうふうなものが積み重なって、一般会計の当初予算、今年67億円が出てきていますからね。

私は、先ほど同僚議員が言ったように、空き家対策をなさいよ、駐車場も万全にやりなさいよ、お金が要ることばかり要求はしよるけど、この67億円という、この一般会計の当初予算、私は10億円ぐらい多いと思う。もっとけちって少なくしてもらいたい。そうせんと仁淀川町はもちません。今のまま子供手当をほいほいやとったのでは。そういうふうな感じでこの当初予算を見ましたから、一言言いたいんじゃないけど、いきなり急に前の町長から古味町長に替わって、予算が下がりましたよと言うたら、それはやらんのだと思いますけど、だんだん先を見て、末永うに仁淀川町がやっていけるように。これ、佐川辺りで人口が倍以上、3倍も4倍もおるけど、100億ぐらいじゃないですか。越知が同じぐらいで、うちよりか10億円かそこらも少ないです。仁淀川町は予算をつけ過ぎですよ。これ全部、さっき言った我々が税金で負担をしている。そこを考えた予算化をしてもらいたい。ただ、要求は気軽にはいきません。だけど、そこは全部が全部よね。言うだけ言うて、空き家対策もやりますよ、駐車場もやりますよ、補助金も出しますよというてやとったのではもちません。それを私も長いことやらせてもらったので、今ちょっと。だから、今そういう段階でなにしゅうのに、バスがどうのこうの、済んだことをやっぱりやっても、議員だったらそんな言われん。

(発言する者あり)

そういうふうに私は思います。

今、何や分からんこと言うたけど、分からんこと言うた者は分からんこと言うたってどうしようもない。

町長、それはスクールバスのことでこっちも冷静さを失ったような感じはあったけど、予算についてはそういうふうな感じで思いますけど、今から先にどんなにか、ちょっと無理なんじゃないかなと、そのように思いますので、全体的に見てご答弁をお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

当然、無駄の削減を今後やっていって、今のような予算レベルが維持できるはずはありませんので、今後、事業の見直し等によって無駄の削減はしていきたいとは考えております。しかし、子供への投資、これは未来への投資というようなこともあって、また、将来的に町へ帰ってきていただきたい、そういったことの願いも込めて、子供へは投資をしていきたいという考えはございます。

しかしながら、これからどんどん子供も減ってこようかと思えます。そういった意味で

は、そういった予算がこれからどんどん膨らんでいくというようなことはないとは思いますが、あくまで全体事業、全てにおいて事業の見直し、そして無駄の削減、こういったことに取り組んでいきたいと考えております。

○議長 若藤敏久君。

○8番 勘違いされたらいかなので一言だけ言っておきますが、私は子供に手当をするのは無駄だと、やめろと、そんなこと言ってないですよ。それは続けてもらわんといいかん。しかし、それと一緒に、その負担は誰がしよるんかということを考えてもらって、それは実際我々が払いゆう国保にしてみても、後期高齢者医療にしてみても、これは本当によろしく払わんですよ。だから、普通の一般の方がどれだけ骨を折りよるかって、我々は議員をやらせてもらいよるのでそこそこもらいよるからその分で払えるけど、本当にしんどい者がいっぱいおる。そういったものを考えて予算化をしていただきたいということです。

終わります。

○議長 古味町長。

○町長 若藤議員の質問にお答えします。

やはり全ての町民の理解を得られないといけません。一生懸命苦勞して働いて、少ない給料で生活をしているような世帯もたくさんあります。そういった方のためにも、無駄を省いて、予算を削減して行って、弱者から見て納得できるような予算、そういったところを今後目指していきたいと考えております。

○議長 片岡智準君。

○6番 総括の後で申し訳ないんですけど、1点だけ質問させていただきます。

これ、96ページの農林水産業費の中の5款2目18節の自然との共生の森づくり事業、それと、下の森のエネルギー、これは、いわゆる自然との共生、場所的なものはどこでそれをされて、何をされるのかというのと、森のエネルギーの推進って、森のエネルギーってどのようにされるのかなと、その2点だけお尋ねします。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 ご質問にお答えします。

まず、自然との共生の森づくり事業費補助金といたしましては、いわゆる木の育苗施設を、これはフードプランの近くのハウスの改修ということで、育苗施設をやっております。

それから、もう1つの森のエネルギー推進事業費補助金としましては、ペレットストーブの設置に伴う補助金を考えております。環境譲与税等を充ててやりたいと思っています。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第23号の質疑を終結します。

暫時休憩します。30分まで休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

議案第24号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第24号の質疑を終結します。

議案第25号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第25号の質疑を終結します。

議案第26号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 介護保険ですけれども、収入がかなり昨年度に比べると全てがずっと減っています。これはやっぱり人口減少によるお年寄りの減少と、対象者の減少というふうに取ったのでよろしいのでしょうか。そこだけお聞きします。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 竹本議員の質問にお答えします。

竹本議員のお見込みのとおり、人口の減によるものです。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第26号の質疑を終結します。

議案第27号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第27号の質疑を終結します。

議案第28号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第28号の質疑を終結します。

議案第29号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第29号の質疑を終結します。

議案第30号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第30号の質疑を終結します。

議案第31号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第31号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより討論・採決を行います。

議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第2号、仁淀川町議会の個人情報の保護に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第3号、仁淀川町個人情報保護法施行条例については、原案どおり可決されました。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第4号、仁淀川町個人情報保護審査会条例については、原案どおり可決されました。

議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第5号、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第6号、仁淀川町観光条例については、原案どおり可決されました。

議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第7号、仁淀川町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第9号、仁淀川町委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することにご賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第10号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例については、原案どおり可決されました。

議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第11号、仁淀川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第12号、仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第13号、仁淀川町つり銭資金基金条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第14号、仁淀川町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第15号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第16号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第17号、仁淀川町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第18号、仁淀川町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第19号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算(第6号)については、原案どおり可決されました。

議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第20号、令和4年度仁淀川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり可決されました。

議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第21号、令和4年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第22号、令和4年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第23号について討論はありませんか。岡田良成君。

○1番 それでは、反対討論を申し上げます。

先ほどこから、私のほうからも、社長給料の問題、交際費の問題、そしてまた保険料の問題等をるるお伺いいたしました。その中で、やはり今私が質問する中で納得のいかない点があります。そしてまた、町民目線から考えたときに、執行部がやっているこの執行に対して信頼が得られるか。そしてまた、この事業は全部国費、町民の税金であります。先ほどこから若藤議員についても、税金の無駄遣い、あるいは削減してくれというふうな問題等がありました。やはりそういうふうな意味から、今後、執行部も、大事な税金であり、そしてまた町民から信頼を得られるような決算の提出をしてもらいたいというような思いから、今回は、本来なら修正動議を出すわけでありますけれども、今回は、共産党をはじめ、6人の方が賛成多数に回っています。したがって、私はその案件については反対でありますけれども、とにかく、今後、執行部は、こういう大事な税金であるということと、町民の目線で考えてもらいたいということを念を押しまして、反対の討論にいたします。

終わります。

○議長 次に、原案の賛成者の発言を許可します。竹本文直君。

○7番 私は、この当初予算が全て満点であるということは、どの予算案でもそうだと思いますが、これは検討をしていただかないといけない点もあります。税金の節約をしなければならないということもよく分かります。ただ、今、この人口減少が激しく進んでいるときに、節約だけでは人口を増やすことができない。この予算の中に積極的な投資予算も入っております。積極的な投資をしない限り、発展はありません。そういうことで、今までここで議論されたことを執行部にはぜひ参考にしていただきながらやっていただくのは当然ですけれども、私はさっき述べたような関係で当初予算に賛成をいたしたいと思いま

す。目に見える改善点もあります。

終わります。

○議長 反対の討論はありますか。大野直孝君。

○5番 5番、大野直孝です。

やはり費用対効果の面で、予算を出す時点において、既に我々の思いがちょっと薄いんじゃないかと、こういうふうに考えております。先ほども答弁にございましたが、国が出してくれる、町は3分の1だからという答弁があった。これは必ずしも3分の1だけ出せばいいからという意味ではなかったと考えておりますが、そういうようなことで、費用を抑えるという、効果を上げるという努力を放棄するようでは、やはり国のほうも見ておると思いますので、町の発展につながらないと思います。やはり原則は、費用対効果で、いかに費用を絞るか、いかに小さい予算で効果を出すかということに尽きるのではないのでしょうか。

以上で終わります。

○議長 賛成の討論を。若藤敏久君。

○8番 この議案は、指定管理の議案ではないんです。一般会計の当初予算です。今後1年、仁淀川町の全ての予算が入っております。それに反対をする議員の気持ちが全く理解できません。当然、賛成です。

○議長 ほかに反対の討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第23号、令和5年度仁淀川町一般会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第24号、令和5年度仁淀川町国民健康保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第25号、令和5年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第26号、令和5年度仁淀川町介護保険特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第27号、令和5年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第28号、令和5年度仁淀川町簡易水道事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第29号、令和5年度仁淀川町農業集落排水事業特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第30号、令和5年度仁淀川町会計事務集中管理特別会計予算については、原案どおり可決されました。

議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第31号、令和4年度 林道災害復旧事業 林道下土居桧谷線（台風5号災害（7.30～7.31）・1号箇所）（4年発生）災害復旧工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第32号、令和4年度 4災第3号 町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の一部変更については、原案どおり可決されました。

これで討論・採決を終わります。

日程第3、発議第3号、介護保険制度の改善を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第3号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第3号については原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

続いて、発議第4号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第4号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第4号は説明等を省略し、直ちに採決に入る

ことに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第4号については原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

発議第5号、畜産危機打開のための緊急対策を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第5号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第5号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第5号については原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

発議第6号、「森林・林業基本計画」の推進を求める意見書の採択についてを議題といたします。

発議第6号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第6号は説明等を省略し、直ちに採決に入る

ことに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第6号については原案どおり可決されました。

可決されました意見書は、関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については議長に委任することに決定しました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 0時04分 休憩

午後 0時13分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和5年第2回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

午後 0時13分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員